

令和5年2月XX日

多摩市長 阿部 裕行 殿

多摩市国民健康保険運営協議会
会 長 下 井 直 毅

多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減判定基準額の変更について（答申）（案）

本協議会は、令和5年2月2日付4多健保第2174号をもって市長から諮問のあった「多摩市国民健康保険税の制度改正について」について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 課税限度額の見直しについて

課税限度額を104万円とする。

（医療分65万円、後期高齢者支援金分22万円、介護分17万円）

2 均等割軽減判定所得基準額の見直しについて

- 5割軽減の判定所得基準額は、次のとおりとする。

$43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 29 \text{万円} \times \text{加入者数}$

- 2割軽減の判定所得基準額は、次のとおりとする。

$43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 53.5 \text{万円} \times \text{加入者数}$

2 実施時期について

令和5年4月1日から実施する。